

改正

令和5年3月23日告示第20号

知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、知名町のにぎわい空間の創出を図ることを目的とした知名町にぎわい空間創出支援事業（以下「本事業」という。）において、知名町補助金等交付規則（令和4年知名町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請した日において、知名町及び和泊町に住民登録がある者で構成された知名町内（以下「町内」という。）に所在する事業所又は団体（以下「対象者」という。）とする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象外とする。

- (1) 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 政治団体
- (3) 対象者が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当するもの
- (4) その他町長がふさわしくないと判断するもの

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付対象となる支援事業は、にぎわい空間の創出を図るための催事とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の活性化が図られる催事
- (2) 他の業種との連携が図られている催事
- (3) 地元産品等の販売促進を伴う催事
- (4) その他町長が認める催事

(開催場所)

**第4条** 開催場所は、町内の小売店、飲食店、サービス業等を営む複数の商店が近接している地区又は通り、町内の公園若しくは管理施設等で開催するものとする。開催場所の予約又は調整等は対象者が行い、開催場所について疑義が生じた場合は町と協議するものとする。

(申請期間及び実施期間)

**第5条** 本事業を実施する場合、申請期間は当該年度の1月31日までとし、実施期間は当該年度の2月28日までとする。また、本事業の予算額に達した場合は、申請期間であっても受付を終了するものとする。

(補助金額)

**第6条** 補助金の額は別表1に掲げる対象経費とし、対象者1回あたりの上限額を40万とする。ただし、期間内に本事業を複数回実施する場合、上限額を50万円とする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする対象者は、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

- (1) 知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 知名町にぎわい空間創出支援事業収支予算（決算）書（第2号様式）

(事業計画の変更)

**第8条** 補助金の交付の決定を受けた対象者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付変更承認申請書（第3号様式）により、町長の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更（交付決定額における3割以下の変更のことをいう。）についてはこの限りでない。

(1) 知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付申請書（第1号様式）の事業計画に変更が生じた場合

(2) 収支予算書の予算額の配分に変更が生じた場合

(3) 事業実施期間を変更する場合

(4) その他町長が必要と認めた場合

(実績報告)

**第9条** 対象者は、本事業終了後30日以内又は補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長へ提出するものとする。

(1) 知名町にぎわい空間創出支援事業実績報告書（第5号様式）

(2) 知名町にぎわい空間創出支援事業収支予算（決算）書（第2号様式）

(3) 収支の内容を証する書類

(4) 来場者アンケート（第6号様式）

(5) 実施した事業内容を確認することができる写真・ポスター・新聞記事等

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

**第10条** 実績報告書提出後、補助金の交付の確定を受けた対象者は、補助金の交付を請求するときは、知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付請求書（第7号様式）により、町長に請求しなければならない。

(概算払)

**第11条** 町長は、事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に、交付決定額の範囲内の額を概算払することができる。

2 対象者は、前項の概算払を受けようとするときは、知名町にぎわい空間創出支援事業補助金交付請求書（第7号様式）に理由を付けて町長に提出するものとする。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第6条関係）

対象経費	内容
出演者等に関する費用	謝金 旅費
イベント会場に関する費用	会場の借上費 会場の設営費
広告宣伝に関する費用	チラシ及びポスター制作費用等
機材等の賃借に関する費用	機材のレンタルに要する費用等
需用費	消耗品
委託費	運営委託費
水道光熱費	水道、電気、ガス及び燃料等
雑費	保険料、手数料等
その他の経費	上記以外の経費で、事業の実施に当たり必要な経費と町長が認めるもの